

議案第二百二十七号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区長等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百十五」に改める。

別表(一)中「一、二七三、一〇〇円」を「一、三一六、四〇〇円」に、「一、〇二三、七〇〇円」を「一、〇五八、五〇〇円」に改める。

第二条 港区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百十二・五」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条の規定並びに次項及び付則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の港区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（令和七年十二月に支給する期末手当に関する特例）

3 令和七年十二月に副区長に対して支給する期末手当に関する改正後の条例第五条第二項の規定の適用については、同年六月一日において副区長の職になかった者にあつては、同項中「百分の二百十五」とあるのは、「百分の二百十二・五」とする。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するため、本案を提出いたします。